

国分寺市

行政デジタル化

推進計画

令和4年6月



国分寺市

目次

1	背景・目的	1
2	計画の位置付け	2
3	計画期間	3
4	本市の状況	4
5	取組内容	5
	共通　B P Rの取組	5
	推進方針1　デジタル化による市民の利便性向上	6
	推進方針2　デジタル化による行政事務の効率化・高度化	15
	推進方針3　デジタル化による地域課題の解決	20
	推進方針4　デジタル化におけるセキュリティ対策の推進	26
	推進方針5　推進体制等の整備	29
6	推進体制	31
7	実施スケジュール	32
8	進行管理・評価	34
	用語集（数・英・五十音順）	35

1 背景・目的

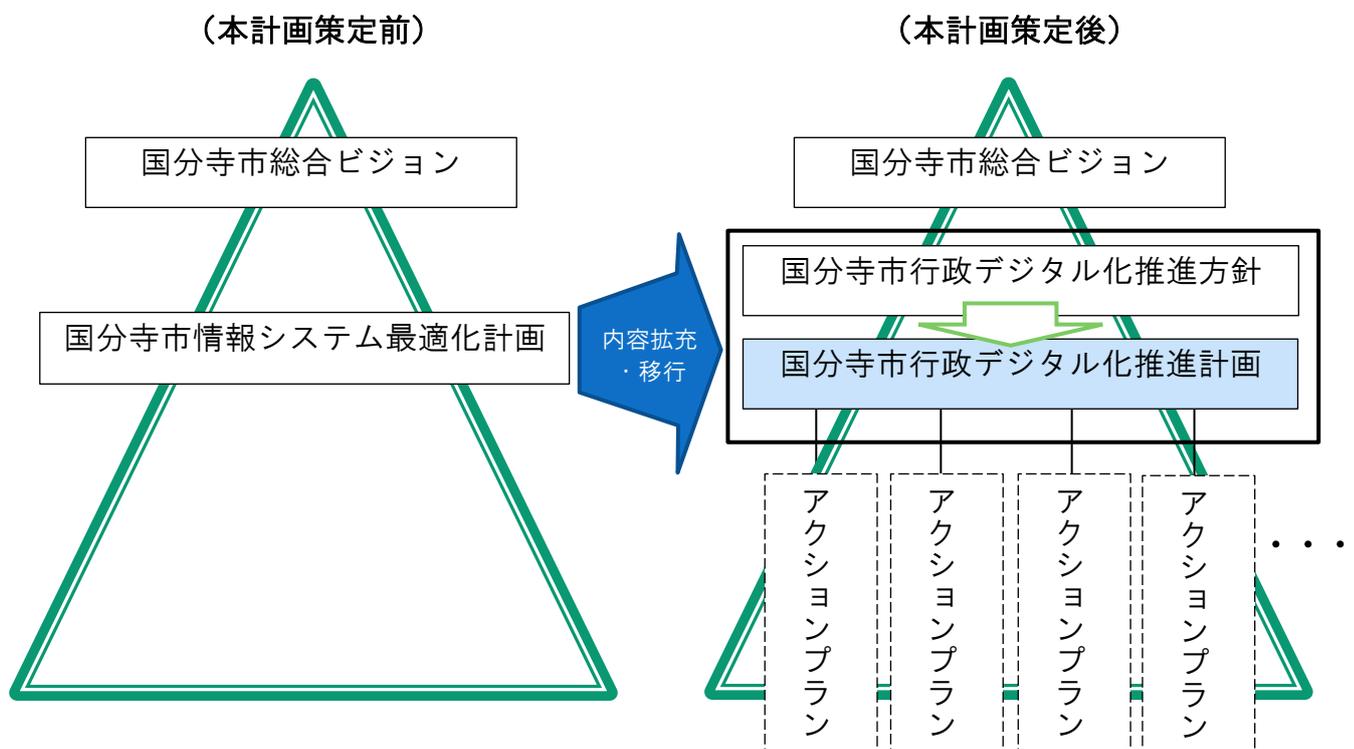
本計画は、令和3(2021)年12月に策定した「国分寺市行政デジタル化推進方針」（以下「デジタル化推進方針」という。）に基づき、デジタル化推進方針に示した五つの推進方針及び取組の方向性について具体的な取組内容を定めるものであり、デジタル技術の進展や社会環境の変化に柔軟に対応しながらデジタル化を推進することを目的とします。

2 計画の位置付け

本計画は、デジタル化推進方針と合わせて、国分寺市総合ビジョン（以下「総合ビジョン」という。）を上位計画とする個別計画に位置付けます。

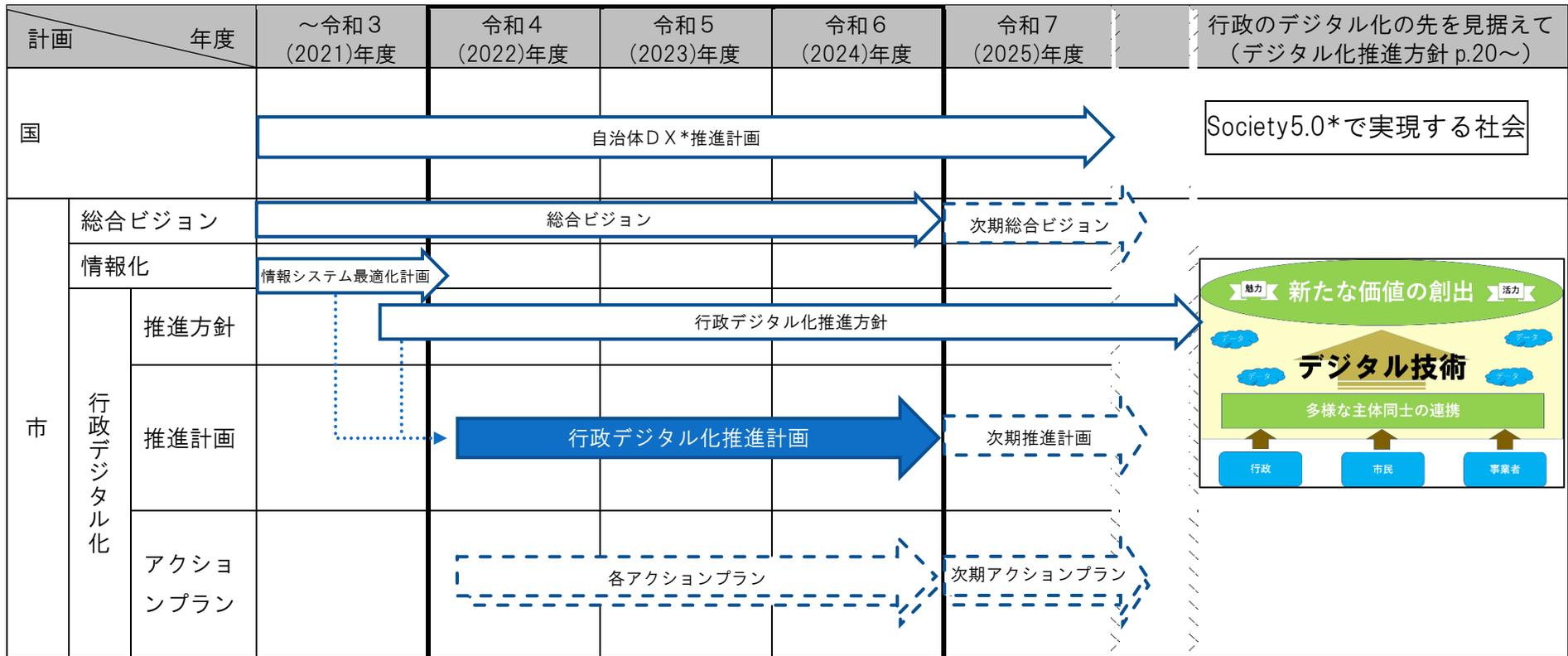
平成31(2019)年1月に策定した「国分寺市情報システム最適化計画」（以下「最適化計画」という。）の計画期間は令和6(2024)年度までとしていますが、社会環境の変化やコロナ禍で浮き彫りになった課題に対応するためには、行政改革の視点を踏まえ取組内容等を拡充する必要があることから、令和3(2021)年度末時点での最適化計画の取組状況を確認した上で、本計画へ移行するものとします。

なお、本計画に定める各施策の対象事業や所管課等が広範に及ぶことから、今後、取組方法やスケジュール等をより詳細に定め、推進するためのアクションプラン*を必要に応じて作成するものとします。



3 計画期間

本計画の期間は、総合ビジョンに合わせて、令和6(2024)年度までとします。



4 本市の状況

本市では、平成31(2019)年1月に最適化計画を策定し、令和6年度までを目途に庁内情報システムの最適化、ICT*ガバナンスの強化、最新テクノロジーの活用、新庁舎建設に係るICTの活用について施策を推進してきました。

令和3(2021)年度末時点での取組状況は以下のとおりです。

最適化計画	施策	取組状況	本計画への継承施策
庁内情報システムの最適化	基幹系・内部情報システムの最適化	・基幹系システムの更改 ・内部情報システムの最適化	・システムの標準化を新規設定し、2-ア「情報システムの標準化・共通化」へ継承
	自治体クラウド*への参加促進	-	・システムの標準化を新規設定し、2-ア「情報システムの標準化・共通化」へ継承
	電子申請機能強化	・提供サービスの増加	・1-ア「行政手続のオンライン化」へ継承
	マイナンバーカード*機能強化	-	・1-イ「マイナンバーカードの普及促進」へ継承
ICTガバナンスの強化	改訂版調達ガイドラインの運用、モニタリング	・見積妥当性評価の適正運用 ・システム規模に応じた調達プロセスの設定 【完了】	-
	情報部門体制強化	・情報部門体制強化	・推進方針5「推進体制等の整備」へ継承
	セキュリティ内部監査の実施	・監査体制の検討と内部監査実施	・4-ア「セキュリティ対策の推進」へ継承
最新テクノロジーの活用	チャットボット*技術の活用	・導入効果検討	・2-イ「AI*・RPA*等の活用」へ継承
	RPA技術の活用	・導入・運用	・2-イ「AI・RPA等の活用」へ継承
	働き方改革を見据えたICTインフラ整備	・テレワーク*システム実証実験実施	・2-ウ「デジタル・ワークスタイル*の推進」へ継承
新庁舎建設に係るICT活用	窓口サービスの見直し	・検討部会の実施	・1-ア「行政手続のオンライン化」及び1-ウ「新庁舎における利便性の高い行政サービスの提供」へ継承
	新庁舎建設に係るICT施策の推進体制の構築	・検討部会の整備 【完了】	-
	認証入室設備の導入	・新庁舎設計過程での検討	(新庁舎建設設計過程にて検討)
	デジタルサイネージ*の導入	・新庁舎設計過程での検討	(新庁舎建設設計過程にて検討)
	無線LANの導入	・新庁舎設計過程での検討	・2-ウ「デジタル・ワークスタイルの推進」へ継承
	ICT-BCP*の策定	・新庁舎設計過程での検討	(新庁舎建設設計過程にて検討)
	新サーバールーム構想	・新庁舎設計過程での検討	(新庁舎建設設計過程にて検討)

5 取組内容

共通 B P R *の取組

「国分寺市ビジョン後期実行計画」（令和3(2021)年度～令和6(2024)年度）施策33（行政改革）の取組方針①～③にて定めたとおり、様々な社会環境の変化や複雑化・多様化する市民ニーズに対応するため、業務改革（B P R）の視点を持ち、利用者中心の行政サービスの提供と業務の効率化を実現させる必要があります。

各推進方針の取組の実施に当たっては、国が示した以下の手順書を参考にしながら、業務改革（B P R）を前提とし、全庁にて段階的・計画的に取り組みます。

- ・地方公共団体における押印見直しマニュアル（令和2(2020)年12月内閣府）
- ・自治体DX全体手順書（令和3(2021)年7月総務省）
- ・自治体情報システムの標準化・共通化に係る手順書（令和3(2021)年7月総務省）
- ・自治体の行政手続のオンライン化に係る手順書（令和3(2021)年7月総務省）

推進方針 1 デジタル化による市民の利便性向上

各種手続をはじめとする行政サービスを、誰もが時間や場所を選ばず利用できるようになるなど、デジタル化による市民の利便性向上を目指します。



No.	1-ア
取組の方向性	<p>■ 行政手続のオンライン化</p> <p>行政手続におけるオンライン化と業務改革（BPR）を推進することで、「すぐ使えて」、「簡単」で、「便利」な利用者中心の行政サービスを実現します。</p>
効果 (目指す姿)	<p>《本計画期間》</p> <ul style="list-style-type: none"> スマートフォン等にて、時間や場所を選ばずオンライン申請・届出ができています。 <p>《目指す将来像》</p> <ul style="list-style-type: none"> オンライン申請・届出ができる手続が充実している。 オンラインにて、申請・届出から電子決済、電子交付等までの手続全工程が利用できている。
現状	<ul style="list-style-type: none"> 「東京共同電子申請・届出サービス*」を利用した検診申込みなどの手続のオンライン化及び施設予約のオンライン化を進めています。 国が進めている「マイナポータル*」による行政手続のオンライン化への対応に着手しました。 新型コロナウイルス感染症の拡大防止及び新たな生活様式の確立に向け、行政手続における押印・書面規制・対面規制の抜本的な見直しが必要となり、押印の見直しを実施しました。
課題	<ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルス感染症の拡大防止及び新たな生活様式の確立に向け、オンライン化を加速する必要があります。 独自制度を含む本市の手続については、押印の見直しに続き、書面規制・対面規制の抜本的な見直しが必要となっています。 国は「マイナポータル」による行政手続のオンライン化の検討を求めています。また、スマートフォン利用者の拡大に伴い、一部の自治体ではSNS*を活用したオンライン手続サービスを実施していますが、本市では未対応となっています。 「マイナポータル」からマイナンバーカードを用いてオンライン手続を可能にすると国が示した手続の中には、サービス利用対象者へ市があらかじめ必要事項を記載した申請書を送付するサービス（プッシュ型サービス）を実施しているものもあり、利便性が向上するオンライン化はどのようなものか、対象手続ごとに費用対効果も含めて検討をしながら進める必要があります。 「自治体DX推進計画」（令和2(2020)年12月総務省）において、国は、令和7(2025)年度末を目指して、オンライン手続と連携させる必要がある基幹系システムの標準化・共通化*を求めています。デジタル化の効果を最大限発揮

	<p>するためには、申請受付から業務システムまでを一連の流れで処理できるシステム構築が必要ですが、手続のデジタル化と基幹系システムの標準化・共通化の時期が異なることから、費用対効果を含めた総合的な視点で取り組んでいく必要があります。</p>
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て・介護関係の26手続及び被災者支援（罹災証明書の発行申請手続）、転出・転入手続のワンストップ化について、「自治体DX推進計画」の趣旨を踏まえ利用者の利便性を検証の上、必要と思われる手続を対象に、マイナンバーカードを用いた「マイナポータル」によるオンライン化を推進します。 ・押印の更なる見直し及び書面規制、対面規制の見直しによる行政手続のオンライン化に積極的に取り組みます。 ・ウィズコロナ・ポストコロナ時代における新たな日常にふさわしい、デジタル技術を活用した、オンライン等による配信、情報提供、説明会等の開催などを推進します。
取組プロセス	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て・介護関係の26手続及び被災者支援（罹災証明書の発行申請手続）、転出・転入手続のワンストップ化について、「自治体の行政手続のオンライン化に係る手順書」（令和3(2021)年7月総務省）を参考に、所管課と連携しながら令和4(2022)年度を目途に導入します。 ・書面規制、対面規制の見直しによる行政手続のオンライン化について、「（仮称）国分寺市業務改革（BPR）推進計画」を策定し、同計画内の一つの取組として位置付け、段階的・計画的に手続のオンライン化を実現します。 ・手続のオンライン化の実現に当たり、マイナンバーカードを用いた「マイナポータル」に実装される手続のうち、基幹系システムの標準化・共通化に該当する手続に関しては、原則、当該サービスを活用して実現します。その他の手続に関しては、「東京共同電子申請・届出サービス」や他自治体にて多く利用されているSNS等を活用して実現します。 ・イベント、情報提供、説明会等について、オンライン等デジタル技術の活用を検討・拡充します。
活動指標 成果指標	<p>《活動指標》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政手続においてオンライン化を実現したサービスの数 ・イベント、情報提供、説明会等におけるオンライン等デジタル技術の活用開催数 <p>《成果指標》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政手続利用者のうち、オンラインサービスを利用した人数、割合 ・イベント、情報提供、説明会等参加者のうち、オンライン等デジタル技術サービスを利用した人数、割合

国分寺市行政デジタル化推進計画

スケジュール	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度～
子育て・介護関係の26手続等	検討	導入	稼働・運用	標準化・共通化対応	標準化・共通化対応 稼働・運用
押印の更なる見直し、書面・対面規制の見直し		計画策定	「(仮称)国分寺市業務改革(BPR)推進計画」に基づき実現		
オンライン等による配信、情報提供、説明会等の開催	検討, 拡充				



No.	1-イ	
取組の方向性	<p>■マイナンバーカードの普及促進</p> <p>オンラインで各種手続を行うに当たり、本人確認の公的なツールとしてマイナンバーカードの普及が社会全体のデジタル化の鍵を握っていると言われてい ます。</p> <p>マイナンバーカードの普及を促進することで、手続のオンライン化による効果 を高め、市民の利便性を向上させます。</p>	
効果 (目指す姿)	<p>《本計画期間》 ほぼ全市民がマイナンバーカードを取得している。</p> <p>《目指す将来像》 マイナンバーカードが普及し、デジタル化による行政サービスが充実し、市民 の利便性が向上している。</p>	
現状	<ul style="list-style-type: none"> ・国は「令和4(2022)年度末までに、マイナンバーカードがほぼ全国民に行き渡 ることを目指す」という方針を打ち出しています。 ・本市では、市報、ホームページ、マイナポイント事業、リーフレット・チラシ の配架等、市民への周知・広報を行っています。 ・マイナンバーカードの受取をスムーズに行えるように、休日開庁による交付 や、一部で予約制による申請時来庁方式を採用しています。 ・マイナンバーカードを利用した行政サービスとしてコンビニ交付を平成 28(2016)年7月から実施しています。 	
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・マイナンバーカードの取得手続について、市民の負担を軽減する必要があります。 ・マイナンバーカードを利用する行政サービスが限られています。 	
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・マイナンバーカードの取得手続に係る市民の負担軽減を図り、交付から10年経 過した際の更新の動向に留意しつつ、マイナンバーカードの普及を促進しま す。 ・国は、キャッシュレス決済の促進とマイナンバーカードの取得のため、令和4 (2022)年1月からマイナポイント第2弾を展開しており、国の動向を把握しつ つ、引き続きマイナンバーカード普及促進事業を推進します。 ・マイナンバーカードを利用した各種サービスについて、引き続き広報し、マイ ナンバーカードの普及を促進します。 	
取組プロセス	<ul style="list-style-type: none"> ・マイナンバーカードの取得手続に係る市民の負担軽減施策を継続するととも に、国のマイナンバーカード普及促進に係る拡充施策について情報を収集し、 検討します。 ・マイナンバーカードの更新の動向について情報収集します。 	
活動指標 成果指標	<p>《活動指標》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マイナンバーカード取得に係る市民の負担軽減施策の実施数 <p>《成果指標》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マイナンバーカードの交付率 	

スケジュール	令和3(2021) 年度	令和4(2022) 年度	令和5(2023) 年度	令和6(2024) 年度	令和7(2025) 年度～
	マイナンバーカードの普及促進		(拡充するサービスの周知)		
	(オンライン化業務の促進)				

No.	1-ウ	 
取組の方向性	<p>■新庁舎における利便性の高い行政サービスの提供</p> <p>新庁舎での業務開始時点を見据え、デジタル技術を活用して市民が行う手続を簡略化・効率化し、利便性が高い行政サービスの提供を実現します。</p>	
効果 (目指す姿)	<p>《本計画期間》《目指す将来像》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・誰もが利用しやすく快適な窓口サービスが実現している。 ・新庁舎の機能に加え、デジタル技術を最大限活用することで、業務の効率化が実現している。 	
現状	<ul style="list-style-type: none"> ・新庁舎建設本部の下部組織である新庁舎建設検討委員会に属する専門部会「窓口サービス部会」（以下「部会」という。）を設置し、令和元(2019)年度から検討に着手しています。 ・部会では、誰もが快適で利用しやすい窓口を目指して、① 証明書等の発行に関する手続、② ライフイベント（転入、転出、転居、結婚、離婚、出生、死亡）の手続、③ 福祉の手続・相談の三つのワンストップサービスを軸に、デジタル技術を最大限に活用した市民サービスを提供していくこととし、継続して実現に向けた調査・検討を行っています。 	
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ワンストップサービスの導入に当たっては、基幹系システムの標準化・共通化が法定化されたことを踏まえて、標準仕様との比較分析、ギャップ要件への対応検討等を行っていく必要があります。 ・申請書等の作成において、同じ情報（氏名、住所等）を何度も書く必要がなくなるなど、一度提出した情報は、繰り返し提出することを不要とする（以下「ワンズオンリー」という。）ことや、来庁せずに行える手続の拡充等、更なる市民サービスの向上と業務の効率化に取り組んでいく必要があります。 ・庁内に掲示するポスター等は、市民が情報を得やすくするとともに、庁舎の内観を損ねないように、掲示場所の集約やデジタルサイネージ等の活用を検討する必要があります。 	
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・三つのワンストップサービスを軸に、充実した市民サービスの提供に取り組めます。 ・タブレット端末等を活用したワンズオンリー手続による申請手続の簡略化・効率化に取り組めます。 ・来庁せずに行える手続の拡充に取り組めます。 ・デジタルサイネージ等を活用した案内機能の拡充等に取り組めます。 	
取組プロセス	<p>「（仮称）国分寺市新庁舎窓口サービス実施計画」を策定し、計画に基づき新庁舎におけるデジタル技術を活用した行政サービスを導入します。</p>	
活動指標 成果指標	<p>《活動指標》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「（仮称）国分寺市新庁舎窓口サービス実施計画」にて定める活動指標 <p>《成果指標》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「（仮称）国分寺市新庁舎窓口サービス実施計画」にて定める成果指標 	

スケジュール	令和3(2021) 年度	令和4(2022) 年度	令和5(2023) 年度	令和6(2024) 年度	令和7(2025) 年度～
	実現サービス 各機能の調 査・検討 計画策定	情報収集, 仕様決定, 予算化	システム選定, 構築, 導入 ※稼働は新庁舎の供用開始に 合わせる。	稼働・運用	

No.	1-工	 
取組の方向性	<p>■デジタルデバインド*対策</p> <p>デジタル化を推進するに当たり、年齢、身体的な条件、経済的な理由等にかかわらず、誰一人取り残さない形で、全ての市民にデジタル化の恩恵を広く行き渡らせ、利用者に優しい行政サービスの実現を目指します。</p>	
効果 (目指す姿)	<p>《本計画期間》</p> <ul style="list-style-type: none"> デジタル行政サービスを容易に利用できる市民が増加している。 <p>《目指す将来像》</p> <ul style="list-style-type: none"> 希望する市民全員が容易にデジタル行政サービスを利用できている。 デジタル機器を利用しない市民も、デジタル化の恩恵を最大限に享受できている。 	
現状	<ul style="list-style-type: none"> 年齢等にてデジタル機器の利用に不安がある方や不慣れな方に対して、東京都の「高齢者スマートフォン普及啓発事業」等を活用して、講習会を実施しています。 経済的な理由等でデジタル機器の利用が困難な方にも利用可能な環境として、公共施設におけるインターネット端末及び公衆無線LANを設置しています。 身体的な条件をお持ちの方に対して、ユニバーサルデザイン*の視点等を取り入れつつ、アクセシビリティ*に配慮しています。 	
課題	<ul style="list-style-type: none"> 行政サービスのデジタル化の進展に伴い、デジタル機器の操作講習会及びインターネット利用環境の不足が見込まれます。 行政サービスのデジタル化の進展に伴い、身体的な条件をお持ちの方も含めて、アクセシビリティに引き続き配慮する必要があります。 デジタル機器を利用しない方に対しても、デジタル化による行政サービスの恩恵が受けられる環境整備が必要です。 誰一人取り残されることなくデジタル技術の恩恵を行き渡らせるためには、本市の施策だけで達成できるものではなく、地域のサポート体制を確立し、地域で支え合う取組が必要です。 	
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> 国や東京都のデジタルデバインド解消事業を活用した講習会により、市民がデジタル機器の操作に慣れ親しめるよう取り組みます。 既存の公共施設設置端末及び公衆無線LANの拠点設置箇所の再周知等により、利用環境の整備に取り組みます。 行政サービスのデジタル化の進展に伴い、引き続き身体的な条件に応じたアクセシビリティへの配慮に取り組みます。 従前どおり電話や窓口におけるサービスを提供しながら、窓口の待ち時間短縮等、デジタル化による利便性向上に取り組みます。 誰一人取り残されることなくデジタル技術の恩恵を受けられるように、地域でも支え合う環境の整備に取り組みます。 	
取組プロセス	<ul style="list-style-type: none"> 市民がデジタル機器操作に慣れ親しむための講習会を、内容及び実施サイクルを適宜改善しながら継続します。 デジタル機器の利用環境の提供を継続し、必要に応じて拡充を検討します。 	

	<ul style="list-style-type: none"> 行政サービスの更なるデジタル化に伴うアクセシビリティへの配慮について、先行事例等を調査・検討し、段階的・計画的に導入します。 デジタル機器を利用しなくても市民の利便性が向上するよう、他のデジタル化の取組の効果を調査・検討します。 地域でも支え合う環境の整備に向けて、先行事例等を調査し、最適な手法を検討します。 				
活動指標 成果指標	<p>《活動指標》</p> <ul style="list-style-type: none"> 講習会の開催回数 公共施設におけるインターネット端末等の設置数 公衆無線LANの設置拠点数 <p>《成果指標》</p> <ul style="list-style-type: none"> 講習会の参加人数及び内容に対する理解度・満足度 公共施設設置インターネット端末等の利用者数 				
スケジュール	令和3(2021) 年度	令和4(2022) 年度	令和5(2023) 年度	令和6(2024) 年度	令和7(2025) 年度～
	講習会の継続・改善				
	機器利用環境の提供継続・拡充検討				
	アクセシビリティへの配慮についての調査・検討・段階的計画的導入				
	機器を利用せずに恩恵を受けられる取組の調査・検討				
	地域でも支え合う環境整備の調査・検討				

推進方針 2 デジタル化による行政事務の効率化・高度化

情報システムの標準化・共通化，A I・R P Aの活用，デジタル・ワークスタイルの推進等による行政事務の効率化・高度化により，捻出された時間・人材・財源を市民に寄り添う良質な行政サービスの提供につなげていきます。

No.	2-ア	 
取組の方向性	<p>■情報システムの標準化・共通化</p> <p>行政事務の効率化・高度化を図るため，業務改革（B P R）とともに情報システムや保有データの標準化を推進し，情報システムの運用経費削減とセキュリティの向上を図ります。</p>	
効果 (目指す姿)	<p>《本計画期間》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国の標準仕様書に基づいた標準化・共通化された基幹系システムが稼働している。 ・ガバメントクラウド*の利用によりセキュリティが向上している。 <p>《目指す将来像》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・標準化・共通化が実現し，システム移行等の負担が軽減され，今後の法制度改正等に伴うシステム改修費等が減少している。 	
現状	<ul style="list-style-type: none"> ・「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」（令和3年法律第40号）が令和3(2021)年9月1日に施行されました。 ・「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第2条第1項に規定する標準化対象事務を定める政令」（令和4年政令第1号）により，20業務が対象となりました。 ・「自治体情報システムの標準化・共通化に係る手順書」（令和3(2021)年7月総務省）を策定しており，当該手順書にのっとり，情報システムの標準化・共通化を進めるため，令和3(2021)年11月にコンサルティング事業者と委託契約を締結しました。 ・現行の基幹系システムは，「国分寺市情報化推進計画」（平成23(2011)年5月）以降，統合パッケージ導入とシステムベンダーによる統合運用管理等を行っており，標準化・共通化の対象となる20業務以外の業務システムも含めて一括で契約を行っています。現行の契約期間は令和5(2023)年12月末までとなっています。 ・情報システムの更新等に大きな影響がある新庁舎の完成は，令和6(2024)年度を予定しています。 	
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・国が提示する標準仕様書は令和3(2021)年夏に第1グループ，令和4(2022)年夏に第2グループと2回に分けて示されることから，限られた期間内に適切に現行業務・システムの分析，標準仕様との比較分析，ギャップ要件への対応検討等を実施する必要があります。 	

	<ul style="list-style-type: none"> 標準化・共通化対象外の業務システムについても、標準化・共通化業務と密接に連携する業務が多く、検討が必要となります。 当該システムについて、国より共通的な基盤・機能を提供する「ガバメントクラウド」環境での稼働が示されていますが、標準化・共通化対象外となった関連業務システムが当該クラウド環境に移行できるか等の詳細が決まっていません。 				
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> 情報システムの標準化・共通化については未確定な要素が多く、情報の収集から対応までのスピード感や正確性が非常に重要です。加えて、標準化・共通化対象業務について各所管課にて一定期間内に標準仕様との比較分析、ギャップ要件への対応検討等を実施する必要があることから、コンサルティング事業者の支援を受けつつ、全庁的に情報を共有し、共通認識を形成し、「（仮称）国分寺市基幹系システム標準化導入・移行計画」を策定します。 標準化・共通化した基幹系システムの導入を新庁舎の建設等に合わせるため、現行の基幹系システムの契約期間を1年延伸し、令和6(2024)年12月末までとします。 標準化・共通化に伴い、各ベンダーのシステムは基本的には全て同じ仕様になることが考えられることから、標準化・共通化対象外システムとの連携や、アウトソーシング、AI・RPA等の活用でどのように事務を効率的にサポートできるかという点がベンダー選定の基準となるため、本市に適したシステムを選定できるよう確実な情報収集やシステム選定に取り組みます。 				
取組プロセス	<ul style="list-style-type: none"> 「（仮称）国分寺市基幹系システム標準化導入・移行計画」を策定し、計画に基づき標準化・共通化した基幹系システムを導入します。 				
活動指標 成果指標	<p>《活動指標》</p> <ul style="list-style-type: none"> 「（仮称）国分寺市基幹系システム標準化導入・移行計画」にて定める作業工程別の進捗状況（実績／予定） <p>《成果指標》</p> <p>—</p>				
スケジュール	令和3(2021) 年度	令和4(2022) 年度	令和5(2023) 年度	令和6(2024) 年度	令和7(2025) 年度～
	現状分析、標準仕様との比較分析、ギャップ要件への対応検討				
	計画策定		システム選定・移行・導入		システム運用
		情報収集、仕様決定、予算化			

No.	2-イ				
取組の方向性	<p>■ AI・RPA等の活用</p> <p>行政事務の効率化のため、AI、RPA等を活用して業務改革（BPR）を推進します。デジタル技術は日進月歩で進化しているため、最新の動向を注視しつつ、業務改革（BPR）に合わせてコストとシステムの最適化を図ります。</p>				
効果 (目指す姿)	<p>《本計画期間》</p> <ul style="list-style-type: none"> AI・RPA等の活用が拡大し、行政事務の効率化・高度化が図られている。 <p>《目指す将来像》</p> <ul style="list-style-type: none"> 業務改革（BPR）に合わせてコストとシステムの最適化が図られている。 				
現状	<ul style="list-style-type: none"> 本市では、チャットボット、AI-OCR*及びRPAについて導入の検討を行ってきました。 令和元(2019)年度からAI-OCRを、令和2(2020)年度からRPAを運用しています。 				
課題	<ul style="list-style-type: none"> 導入済みのAI・RPAは、業務全体を見渡した業務改革（BPR）の検討プロセスを省略したため、デジタルツールの機能に着目したスポット的な導入にとどまっています。 行政手続のオンライン化及び情報システムの標準化・共通化の取組において、AI・RPA等の活用が求められています。 段階的・計画的に業務改革（BPR）を行うため、事務フローを可視化する必要があります。 				
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> 最新のデジタルツールの動向を注視します。 可視化された事務フローにより、段階的・計画的な業務改革（BPR）に合わせて、最適なツールを導入し、各課の課題解決に取り組みます。 行政手続のオンライン化及び情報システムの標準化・共通化の取組の中で、本市において最適なAI・RPA等の導入の調査研究に取り組みます。 				
取組プロセス	<ul style="list-style-type: none"> デジタルツールの導入に当たっては、最新のデジタルツールの情報収集を行い、必要に応じて機能検証のための実証実験を行います。 				
活動指標 成果指標	<p>《活動指標》</p> <ul style="list-style-type: none"> 業務の効率化を図るデジタル技術を導入している課の割合 業務改革（BPR）で候補となったデジタルツールの実証実験の件数 <p>《成果指標》</p> <p>—</p>				
スケジュール	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度～
		業務改革（BPR）で候補となったデジタルツールの実証実験・導入			
	最適なデジタルツールの調査・研究				



No.	2-ウ	
取組の方向性	<p>■デジタル・ワークスタイルの推進</p> <p>無線LANを設置してペーパーレス化やオンライン会議を効率的・機能的に行うとともに、テレワークを推進し、行政事務の効率化・高度化を図ります。</p>	
効果 (目指す姿)	<p>《本計画期間》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・オンライン会議が増加し、事務の効率化・高度化が図られている。 ・様々な事情のため職場での業務遂行が困難な場合でも、テレワークにより業務の継続性が実現されている。 <p>《目指す将来像》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・様々なデジタルツールを活用し、事務の効率化・高度化が図られ、多様な働き方が実現している。 	
現状	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、東京都等との外部の会議や庁内の会議、市民に対する説明会や個別面談等について、対面方式からWeb会議システムを利用したオンライン会議に置き換わってきています。 ・無線LAN環境でタブレット端末を使用したペーパーレス会議システムを導入し、庁内の一部会議において運用しています。 ・テレワークシステムの実用性を検証するため、管理職を対象に地方公共団体情報システム機構（以下「J-LIS」という。）から無償提供された「自治体テレワークシステム for LGWAN」を利用した実証実験を行っています。 	
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・所属により会議等におけるデジタルツールの活用状況に差があり、全庁的にはオンライン会議による業務の効率化が十分に進んでいるとは言えません。 ・デジタルツールの活用により、一層のペーパーレス化を図る必要があります。 ・管理職を対象としたテレワークシステムの実証実験を開始しましたが、本格導入には職員の服務に関する制度の整備が必要となります。 	
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・庁内での利用状況を勘案し、端末の増設を検討するとともに、現状でのオンライン会議の事例を庁内で共有し、各種会議、市民説明会、個別面談等のオンライン化の促進を図ります。 ・紙媒体に頼らない業務の進め方など、多様な働き方をサポートする環境を整備し、ペーパーレス化の促進を図ります。 ・テレワークについて、J-LISが無償提供する「自治体テレワークシステム for LGWAN」の実証実験を継続し、国や東京都の服務に関する制度の整備状況を注視しつつ、明らかとなった課題の検討に取り組みます。 	
取組プロセス	<ul style="list-style-type: none"> ・新庁舎移転後も利用可能なデジタルツールを導入・運用するとともに、新庁舎において実現可能なデジタル・ワークスタイルに適した環境整備を検討します。 	
活動指標 成果指標	<p>《活動指標》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・オンライン会議の利用率 ・テレワークシステム実証実験の参加率 ・会議のペーパーレス化率 <p>《成果指標》</p> <p>—</p>	

スケジュール	令和3(2021) 年度	令和4(2022) 年度	令和5(2023) 年度	令和6(2024) 年度	令和7(2025) 年度～
	会議等のオンライン化の拡大				
	ペーパーレス化の促進				
	テレワークシステムの実証実験		テレワークの研究・検討		

推進方針 3 デジタル化による地域課題の解決

誰もが手軽に、安心して市政に参加できる環境を整え、幅広い世代の声を市政に取り入れていきます。また、オープンデータ*を推進し、データが多様な主体間で横断的に活用され、行政だけでなく、地域の様々な課題の解決に利用されるよう取り組みます。

No.	3-ア	11 誰もが気軽に 参加できる システム	16 市民による すべての人へ	17 誰もが安心して 参加できる
取組の方向性	<p>■デジタル技術を活用した市民参加の促進</p> <p>デジタル技術を活用した市民参加の仕組みを構築し、市政参加の選択肢を増やすことにより、幅広い世代の声を市政に取り入れていきます。</p>			
効果 (目指す姿)	<p>《本計画期間》</p> <ul style="list-style-type: none"> 誰もが手軽に、安心して市政に参加できる環境を整え、幅広い世代の市民が市政に参加している。 <p>《目指す将来像》</p> <ul style="list-style-type: none"> デジタル技術を活用した新たな市民参加の手法が確立し、市民や事業者等との連携・推進体制が形成され、地域課題の解決に資する活発な活動が行われている。 			
現状	<ul style="list-style-type: none"> 市民参加に関しては、市民公募委員、市民ワークショップ、アンケート調査などの手法を取りながら、幅広い世代の参加を目指して取り組んでいます。また、附属機関等の会議や市民アンケートのオンライン化についても取り組み始めていますが、現状では若年層（10～30歳代）の参加が少ない状況です。 			
課題	<ul style="list-style-type: none"> 10～30歳代の市民が市政に参加しやすい仕組みの構築を行うとともに、市政への参加と協働に対する市民の関心を高めていく必要があります。 新型コロナウイルス感染症のまん延時も、安心して市政に参加できる手法を検討する必要があります。 			
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> 若年層を含む市民が時間や場所にとらわれずに、手軽に安心して市政に参加できるよう、ワークショップ等の開催において、オンライン活用の拡大を推進します。 シビックテック*や市民参加型合意形成プラットフォーム*など、デジタル技術を活用した新たな市民参加の手法の確立に取り組みます。 			
取組プロセス	<ul style="list-style-type: none"> 今後開催するワークショップ等について、対面方式とオンライン方式との併用など、手軽に安心して市政に参加できる仕組みを拡充します。 アンケート調査等について、郵送方式とオンライン方式との併用を拡充します。 			

	・「オープンデータ化」「新たな価値の創出」の取組と連携し、デジタル技術を活用した新たな市民参加の手法を検討します。				
活動指標 成果指標	《活動指標》 ・デジタル技術を活用した市民参加の実施数 《成果指標》 ・全参加市民中デジタル参加市民の率とデジタル利用した人の年代別割合				
スケジュール	令和3(2021) 年度	令和4(2022) 年度	令和5(2023) 年度	令和6(2024) 年度	令和7(2025) 年度～
	ワークショップ等やアンケート調査等におけるオンライン併用運用の拡充				
	デジタル技術を活用した新たな市民参加の手法の検討				



No.	3-イ	
取組の方向性	<p>■オープンデータ化</p> <p>官民データ活用推進基本法の趣旨を踏まえ、個人情報保護を徹底しながら、正確で、即時性があり、機械判読性の高い構造で本市が保有するデータを公開し、更なる行政の透明性・信頼性の向上を図るとともに、便利で利用しやすいオープンデータ化に取り組みます。</p>	
効果 (目指す姿)	<p>《本計画期間》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・オープンデータを利用する市民等が増加している。 <p>《目指す将来像》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市が公開すべき情報が、全て二次利用が可能なファイル形式でオープンデータ化されている。 ・オープンデータを活用した市民や事業者等との取組が活性化し、新たな価値が創出され、地域課題の解決に向けた取組が進んでいる。 	
現状	<ul style="list-style-type: none"> ・本市ではホームページにおいて、統計や市政情報等の資料を、閲覧を前提としたPDFファイル形式等の電子ファイル（以下「PDF等」という。）で公開しています。 ・子育て関連施設のデータについて、二次利用が可能なファイル形式でのオープンデータを公開しています。 ・東京都オープンデータカタログサイト*に国勢調査に関する統計情報を、二次利用が可能なファイル形式でのオープンデータとして公開しています。 	
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・PDF等で公開している統計や市政情報等について、二次利用が可能なファイル形式でのオープンデータ化ができていません。 ・既に公開している情報以外にも、オープンデータ化を推進する必要があります。 	
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・既にPDF等で公開している統計や市政情報等の全データについて、二次利用が可能なファイル形式でのオープンデータ化を推進します。 ・まだ公開していない情報についても、二次利用が可能な形でのオープンデータ化に取り組みます。 	
取組プロセス	<ul style="list-style-type: none"> ・既に公開されている統計等の情報について、優先的に二次利用が可能なファイル形式でのオープンデータ化を実現します。 ・まだ公開していない情報については、地方公共団体オープンデータ推進ガイドライン（令和3(2021)年6月内閣官房情報通信技術（IT*）総合戦略室）を参考に検討し、段階的・計画的に実現します。 ・「市民参加」「新たな価値の創出」の取組と連携し、オープンデータ化の手法を検討します。 	
活動指標 成果指標	<p>《活動指標》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既に公開しているデータのうち、二次利用が可能なファイル形式でオープンデータ化した件数 ・新規に二次利用が可能なファイル形式でオープンデータ化した情報の件数 <p>《成果指標》</p> <p>—</p>	

スケジュール	令和3(2021) 年度	令和4(2022) 年度	令和5(2023) 年度	令和6(2024) 年度	令和7(2025) 年度～
	既公開情報の二次利用が可能なファイル形式でのオープンデータ化の実現				
		新規公開情報のオープンデータ化の検討, 段階的・計画的実現			



No.	3-ウ	
取組の方向性	<p>■新たな価値の創出</p> <p>オープンデータの活用を促進し、市民、事業者等と広く連携・協働することで、新たな価値の創出を目指します。</p>	
効果 (目指す姿)	<p>《本計画期間》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域課題の解決に向けた事業等の創出を図る、市民、事業者等との連携等の検討に着手している。 ・データ活用を促進するために、市民、事業者等との連携やイベント開催等を見据えた、優先的に公開すべき情報の調査に着手している。 ・データ利活用の必要性、重要性についての理解及びデータ分析・政策立案手法（EBPM）*等に関する職員研修に着手している。 <p>《目指す将来像》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・オープンデータを活用した市民や事業者等との取組が活性化し、新たな価値が創出され、地域課題の解決に向けた取組が進んでいる。 	
現状	<ul style="list-style-type: none"> ・市民・NPO等との連携・協働については、公募型協働事業、提案型協働事業等多くの市民・NPO等と取り組んでいます。 ・行政サービスの持続可能性の確保を目指し、隣接市との広域連携や公民連携に取り組んでいます。 ・本市においてオープンデータを活用した、新たな価値の創出に向けた取組に関して、活発に行われているとは言えない状況です。 	
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・市がより多くの質の高いオープンデータを公開し、地域の課題の解決を市民、事業者等と連携して実現するとともに、行政事務の効率化及び新たなサービスの創出につなげていく必要があります。 ・データ利活用の必要性、重要性についての理解及びデータ分析・政策立案手法（EBPM）等のスキルを当該施策に係る市職員が習得する必要があります。 ・広域連携への取組については、実施する取組内容に対する、ビジョン・目的・アウトカム*等がおおむね一致している必要があります。 	
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・「デジタル技術を活用した市民参加の促進」「オープンデータ化」の取組と連携し、地域課題の解決に向けて、各施策の連携はもとより、地域全体で課題を共有し、対策ビジョンを有する市民・企業が連携、協働することで、新たな価値（サービス）を創出し、課題の解決に取り組みます。 	
取組プロセス	<ul style="list-style-type: none"> ・地域課題の解決に向けた事業等の創出を図る、市民、事業者等との連携等を検討します。 ・データ活用を促進するために、市民、事業者等との連携やイベント開催等を見据えた、優先的に公開すべき情報を調査します。 ・データ利活用の必要性、重要性についての理解及びデータ分析・政策立案手法（EBPM）等に関する職員研修を導入します。 ・「市民参加」「オープンデータ化」の取組と連携し、新たな価値の創出の手法を検討します。 	
活動指標 成果指標	<p>《活動指標》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・優先的に公開すべき情報の調査に基づく連携、協働検討数 	

	・職員研修の参加人数 《成果指標》 —				
スケジュール	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度～
		職員研修の導入			
		優先的に公開すべき情報の調査, 新たな市民参加の手法検討			
		市民, 事業者等と連携・協働等検討			
					新たな価値創出

推進方針 4 デジタル化におけるセキュリティ対策の推進

市民の個人情報等の情報資産を守るため、高度化・巧妙化する外部からの脅威に耐え得る情報セキュリティの確保に努めるとともに、職員に対する教育及び啓発による人的セキュリティの向上に取り組みます。



No.	4-ア
取組の方向性	<p>■セキュリティ対策の推進</p> <p>行政事務の多くが情報システムやネットワークに依存しており、個人情報はじめとする市が保有する情報資産を守るため、市の例規及び「情報システムセキュリティ対策基準」並びに国が定める「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」に基づき、セキュリティ対策を実施しています。引き続き、これまで積み重ねてきたセキュリティに関する取組を基本に、デジタル技術の進展や個人情報保護制度の見直し等を注視しながら、より一層強固なセキュリティ対策を講じていきます。</p>
効果 (目指す姿)	<p>《本計画期間》《目指す将来像》</p> <ul style="list-style-type: none"> 個人情報保護制度見直しに合わせた情報セキュリティポリシーの見直しが行われ、更なる情報セキュリティが確保されている。 高度化・巧妙化する外部からの脅威に対して適正な情報セキュリティが確保されている。
現状	<ul style="list-style-type: none"> 本市では、情報セキュリティ対策基準等の情報セキュリティポリシーを策定し、セキュリティ対策を適正に実施しています。 個人情報等の保護については、「国分寺市個人情報保護条例」（令和4年4月改正）及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例」（令和3年10月改正）に基づき、厳格に行っています。 「改正個人情報保護法」（令和3(2021)年5月公布）の自治体に関する規定が令和5(2023)年春に施行予定であり、施行後の個人情報保護は「改正個人情報保護法」に基づき行うこととなります。
課題	<ul style="list-style-type: none"> 「改正個人情報保護法」に合わせた個人情報保護に取り組む必要があります。 デジタル技術の進展に伴い、セキュリティ対策も進化していく必要があります。
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> 「改正個人情報保護法」の施行に合わせ、市民に丁寧な説明を行うとともに、情報セキュリティポリシーの見直しに取り組みます。 デジタル技術の進展を注視し、必要に応じて情報セキュリティポリシーの見直しを図ります。 情報セキュリティポリシーの適正な運用に引き続き取り組みます。

取組プロセス	<ul style="list-style-type: none"> ・「改正個人情報保護法」への対応と並行して、情報セキュリティポリシーの見直しを検討します。 ・セキュリティ対策に関する新技術の情報収集を継続し、必要に応じて情報セキュリティポリシーの見直しを検討します。 ・情報セキュリティポリシーの見直しに合わせ、情報セキュリティ監査の適正な実施を継続します。 				
活動指標 成果指標	《活動指標》 ・情報セキュリティ監査実施率 《成果指標》 —				
スケジュール	令和3(2021) 年度	令和4(2022) 年度	令和5(2023) 年度	令和6(2024) 年度	令和7(2025) 年度～



No.	4-イ				
取組の方向性	<p>■ 職員の意識醸成</p> <p>情報セキュリティの重要性について共通の認識を持ち、情報セキュリティポリシー及び情報セキュリティ実施手順についての理解をした上で業務を遂行するよう、職員の意識醸成に取り組みます。</p>				
効果 (目指す姿)	<p>《本計画期間》《目指す将来像》</p> <ul style="list-style-type: none"> 情報セキュリティに関する研修内容が充実し、全職員の情報セキュリティ意識の維持・向上が図られている。 				
現状	<ul style="list-style-type: none"> 職員課と連携し、職員の個人情報の保護やセキュリティ意識の啓発と向上のために「個人情報保護・情報セキュリティ研修」を毎年開催し、職員のセキュリティレベルの維持向上に取り組んでいます。 				
課題	<ul style="list-style-type: none"> デジタル技術の進展に伴い、研修も新しいデジタル技術に対応した内容に刷新していく必要があります。 事務の多様化・多忙化の中でも、各職員がセキュリティ対策の重要性を意識し、適正なセキュリティ対策の下で事務の効率化を進める必要があります。 				
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> 情報セキュリティに関する研修機会を増やし、職員の情報セキュリティに関する意識の維持・向上を推進します。 デジタル技術の進展に合わせて、庁内の情報セキュリティに関する研修の内容を適宜更新し、研修内容の充実を図ります。 				
取組プロセス	<ul style="list-style-type: none"> 国や東京都の研修の利用を含めた、研修内容の充実を検討するとともに、全職員に対する定期的なセルフチェックを継続します。 常に新しい脅威への対応等を確認し、定期的に研修内容を更新します。 				
活動指標 成果指標	<p>《活動指標》</p> <ul style="list-style-type: none"> 研修実施回数 <p>《成果指標》</p> <ul style="list-style-type: none"> 情報セキュリティ研修受講者の割合 				
スケジュール	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度～
		研修内容の充実			
		新しい脅威への対応等の情報収集			
		研修内容の適宜更新			

推進方針 5 推進体制等の整備

推進方針 1～4 の実現に向けて、組織の壁を越えて全体最適化の見地から行政のデジタル化を強力かつ効果的に推進するために、全庁的・横断的な組織体制を整備します。

あわせて、行政のデジタル化の推進に当たっては、CIO*のマネジメントを専門的知見から補佐するCIO補佐官等の役割が鍵となることから、ICTの知見を持ち、自治体現場の実務に即して技術の導入の判断や助言を行うことができるデジタル人材の確保と担当職員の育成を行います。

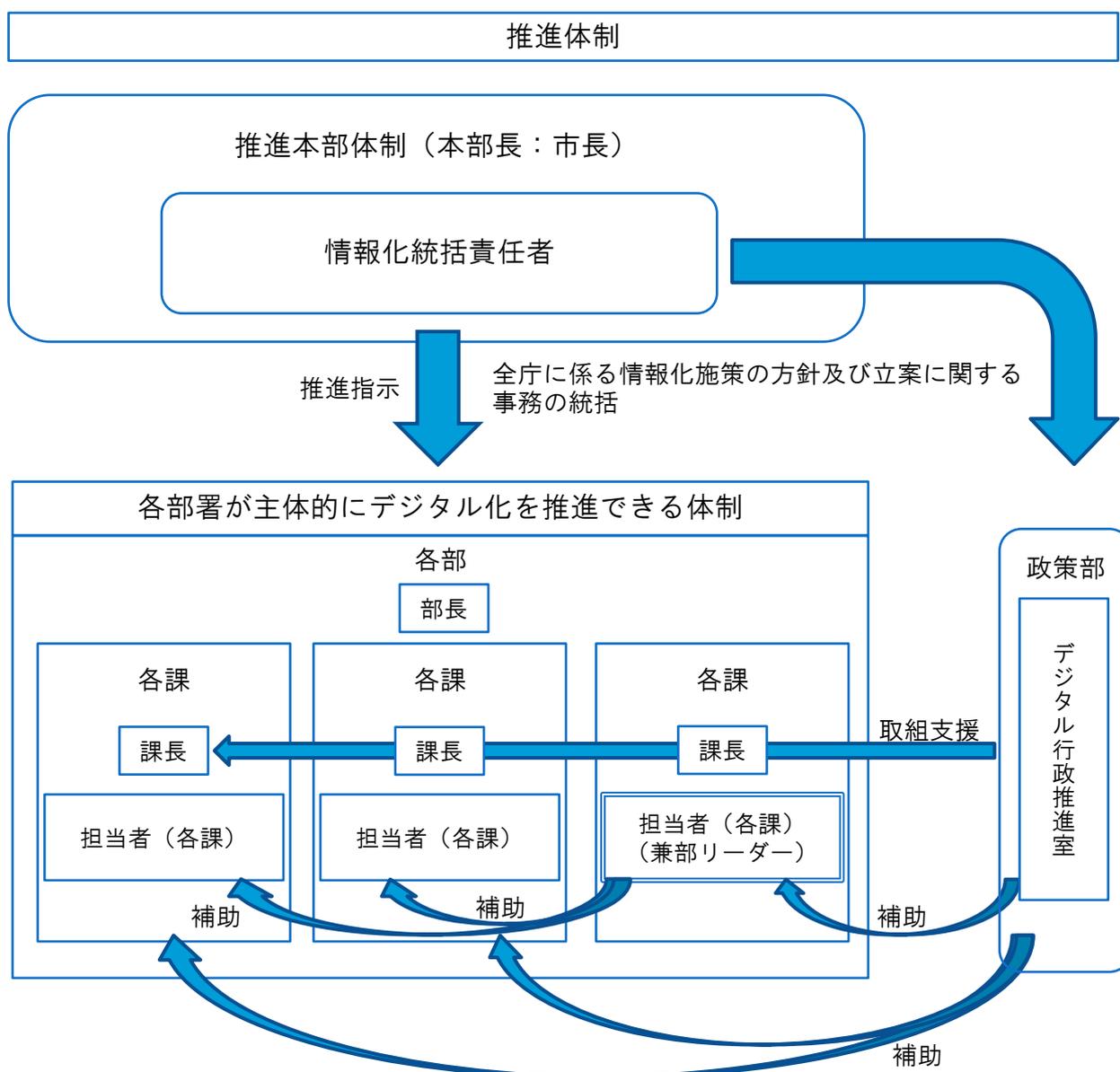
また、行政のデジタル化を推進するに当たり、必要となる条例、規則等の整備も併せて進めていきます。

No.	5	     
効果 (目指す姿)		《本計画期間》《目指す将来像》 ・全庁的な推進体制が整備され、行政のデジタル化が計画どおりに進んでいる。
現状		<ul style="list-style-type: none"> 本市では、情報システムの導入、ネットワーク環境整備、管理運営、情報セキュリティ対策について、政策部情報管理課が中心となって取り組んできました。また、国分寺市情報システム管理運営委員会を設置し、適正な管理運営に努めています。 スマート自治体*への転換に向け、令和4(2022)年4月に、機構改革により政策部デジタル行政推進室を新設して体制を強化しました。 「国分寺市人材育成基本方針」(第3期)(平成31(2019)年1月)では、目指す職員像の一つである「経営感覚を備えた職員」の必要な知識・能力として、「ICT活用能力」を挙げています。 行政手続のオンライン化については、個々の手続を定めた例規によるところとなります。
課題		<ul style="list-style-type: none"> デジタル化は全庁にわたる事業のため、全庁横断的に推進するための本部体制の整理が必要です。

	<ul style="list-style-type: none"> ・職員の意識醸成とともに、デジタル化を横断的に推進する体制整備が必要となります。 ・デジタル人材の育成・確保を一層進める必要があります。 ・行政手続のオンライン化を全庁的に推進するためには、通則的な例規の整備が必要です。 				
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・デジタル化の推進に係る本部体制を整理します。 ・政策部デジタル行政推進室が主体となって、職員の共通理解の形成に取り組みます。 ・各部署が主体的にデジタル化を推進できる体制を整備し、デジタル行政推進室と連携しながら本計画に基づくデジタル施策を推進します。 ・デジタル人材の育成・確保を推進します。 ・デジタル化の推進のための通則的な例規の整備に取り組みます。 				
取組プロセス	<ul style="list-style-type: none"> ・既存の本部体制の所掌事務の見直しも視野に入れ、全庁横断的な本部体制を整理します。 ・デジタル化を全庁的に推進するために、各部署が主体的にデジタル化を推進できる体制を整備します。 ・デジタル人材の育成については、国や東京都の研修制度の活用も検討し、推進します。 ・デジタル人材の確保については、国や東京都の動向を注視しながら検討します。 ・例規の整備に当たっては、他自治体の事例を調査・検討します。 				
活動指標 成果指標	<p>《活動指標》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・デジタル化に係る研修の実施回数と職員の研修受講者の割合 <p>《成果指標》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基礎知識を有する職員の割合 				
スケジュール	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度～
		体制整備	共通理解の形成・デジタル化の推進		
	人材育成				
		人材確保の検討			
	例規の検討・制定				

6 推進体制

推進方針 1～4 の実現に向けて、組織の壁を越えて全体最適化の見地から行政のデジタル化を強力かつ効果的に推進するために、本部体制の下で全庁的・横断的な組織体制を整備します。



7 実施スケジュール

項番	内容	
共通 BPRの取組		
推進方針1 デジタル化による市民の利便性向上		
1-ア	行政手続のオンライン化	<ul style="list-style-type: none"> ■子育て・介護関係の26手続等 ■押印の更なる見直し, 書面・対面規制の見直し ■オンライン等による配信, 情報提供, 説明会等の開催
1-イ	マイナンバーカードの普及促進	
1-ウ	新庁舎における利便性の高い行政サービスの提供	
1-エ	デジタルデバイド対策	
推進方針2 デジタル化による行政事務の効率化・高度化		
2-ア	情報システムの標準化・共通化	
2-イ	AI・RPA等の活用	
2-ウ	デジタル・ワークスタイルの推進	
推進方針3 デジタル化による地域課題の解決		
3-ア	デジタル技術を活用した市民参加の促進	
3-イ	オープンデータ化	
3-ウ	新たな価値の創出	
推進方針4 デジタル化におけるセキュリティ対策の推進		
4-ア	セキュリティ対策の推進	
4-イ	職員の意識醸成	
推進方針5 推進体制等の整備		

令和3(2021) 年度	令和4(2022) 年度	令和5(2023) 年度	令和6(2024) 年度	令和7(2025) 年度
全庁にて段階的・計画的に取り組み				
検討	導入	稼働・運用	標準化・共通化対応	標準化・共通化対応稼働・運用
計画策定	「(仮称)国分寺市業務改革(BPR)実施計画」に基づき実現 検討, 拡充			
マイナンバーカードの普及促進	(拡充するサービスの周知) (オンライン化業務の促進)			
各機能の調査・検討 計画策定	情報収集 仕様決定	システム選定, 構築, 導入		稼働・運用
講習会の継続・改善				
機器利用環境の提供継続・拡充検討				
アクセシビリティへの配慮についての調査・検討・段階的計画的実現				
機器を利用せずに恩恵を受けられる取組の調査・検討				
地域でも支え合う環境整備の調査・検討				
現状分析等 計画策定	システム選定・移行・導入			システム運用
情報収集, 仕様決定, 予算化				
業務改革(BPR)で候補となったデジタルツールの実証実験・導入 最適なデジタルツールの調査・研究				
会議等のオンライン化の拡大 ペーパーレス化の促進				
テレワークシステム実証実験	テレワークの研究・検討			
ワークショップ等やアンケート調査等におけるオンライン併用運用の拡充 デジタル技術を活用した新たな市民参加の手法の検討				
既公開情報の二次利用が可能なファイル形式でのオープンデータ化の実現 新規公開情報のオープンデータ化の検討, 段階的・計画的実現				
職員研修の導入 優先的に公開すべき情報の調査, 新たな市民参加の手法検討 市民, 事業者等と連携・協働等検討				
新たな価値の創出				
個人情報保護制度見直しに合わせた情報セキュリティポリシーの見直しの検討				
新しいセキュリティ技術の情報収集の継続				
情報セキュリティポリシーの見直し及び情報セキュリティ監査の実施の継続				
研修内容の充実				
新しい脅威への対応等の情報収集				
研修内容の適宜更新				
体制整備	共通理解の形成・デジタル化の推進			
人材育成				
人材確保の検討				
例規の検討・制定				

8 進行管理・評価

本計画の取組内容は、P D C Aサイクルにより成果指標ごとに進捗管理を行い、デジタル技術の進展、社会環境の変化、国の指針や本市の財政状況等を考慮しながら、必要に応じて随時、検証・見直しを実施します。

用語集（数・英・五十音順）

※解説文中の下線表現は用語集に記載があります。

A I

Artificial Intelligence の略。人間の思考プロセスと同じような形で動作するプログラム全般。あるいは、人間が知的と感じる情報処理・技術全般のこと。

A I - O C R

スキャナなどで読み込んだ画像情報の中から人工知能（A I）により手書き文字などを文字データへと変換させる技術。O C Rとは Optical Character Recognition の略で、光学文字認識技術の総称

A S P

Application Service Provider の略。アプリケーションソフトを、インターネットを通じて、顧客に提供する事業者あるいはサービス形態のこと。これにより、ユーザのパソコンには個々のソフトをインストールする必要がなくなるため、管理、アップグレードなどにかかる費用・手間を節減することが可能となる。

B P R

Business Process Re-engineering の略。業務のプロセス全体について、詳細に分析・評価・改善を行うことを通じて、抜本的な業務効率化と利便性向上の双方を実現すること。

C I O

Chief Information Officer の略。最高情報統括責任者として I T に関する専門的な知見に基づき、業務の革新、情報技術の活用を推進する役職

D X (デジタル・トランスフォーメーション)

I C T の浸透が、人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させること。

この変化は次のような段階を経て社会に浸透し、大きな影響を及ぼすこととなる。まず、インフラ、制度、組織、生産方法など従来の社会・経済システムに、A I、I o T などの I C T が導入される。次に、社会・経済システムはそれら I C T を活用できるように変革される。さらに、I C T の能力を最大限に引き出すことのできる新たな社会・経済システムが誕生する。

I C T

Information and Communication Technology の略。情報処理及び情報通信に関連する諸分野における技術・産業・設備・サービスなどの総称

I C T – B C P

事業継続計画（Business Continuity Planning）の情報システムに関するもの。

大規模災害や事故が発生した場合に備え、復旧を優先するべき重要業務システムを事前に特定しておき、それらを準備しておくことにより重要業務システムをなるべく中断させず、中断してもできるだけ早急に復旧させるための計画のこと。

I o T

Internet of Things の略。モノのインターネットと呼ばれ、電子機器や建物、車といったモノについて、ネットワークを通じてサーバやクラウドに接続し管理や情報発信を行うことが可能となる。

また、モノを通じて収集されたデータの解析やほかのサービスとの連携を通じて、より高い価値を創出し優れたサービスを生み出すことが可能になると言われる。

I T

Information Technology の略。コンピューターや通信など情報を扱う工学及びその社会的応用に関する技術の総称

R P A

Robotic Process Automation の略。人間がコンピューター操作にて行う作業を、ソフトウェアによる自動的操作により代替するもの。

S N S

Social Networking Service の略。ウェブ上で社会的ネットワークを構築可能にするサービスのこと。

Society5.0

サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会のこと。狩猟社会（Society 1.0）、農耕社会（Society 2.0）、工業社会（Society 3.0）、情報社会（Society 4.0）に続く、新たな社会を指すもので、第5期科学技術基本計画（平成28年1月22日閣議決定）において我が国が目指すべき未来社会の姿として初めて提唱された。

アウトカム

施策目的に対する本質的な内容や結果のこと。

アクションプラン

策定した計画を具体的に推進するために、必要に応じて作成する実施計画（スケジュール）であり、作業内容、担当、実施時期等を定めたもの。

アクセシビリティ

年齢や障害の有無に関係なく、誰でも必要とする情報に簡単にたどり着け利用できること。

オープンデータ

機械判読に適したデータ形式で、二次利用が可能な利用ルールで公開されたデータのこと。

ガバメントクラウド

国が共通的な基盤・機能を提供する各クラウドサービスの利用環境のこと。
後述する「基幹系システムの標準化・共通化」したシステムを全ての自治体が当該環境に実装することで、コスト削減、高いセキュリティの確保、情報システムの柔軟な拡張や今後の移行・連携作業を容易に実現することを目的とする。

基幹系システムの標準化・共通化

「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」に基づき自治体が義務付けられた、標準化基準に適合した情報システムへの移行のこと。人的・財政的な負担の軽減を図り、自治体の職員が住民への直接的なサービス提供や地域の実情を踏まえた企画立案業務などに注力できるようにするとともに、オンライン申請等を全国に普及させるためのデジタル化の基盤を構築する取組

クラウド

情報資産をユーザ側で所持・管理せずに、事業者が持つデータセンタで一括管理することやA S Pサービスを利用することで、サービスを必要なときに必要な分だけネットワーク経由で利用できる考え方

シビックテック

デジタル技術により誰もが様々なサービスを活用できるようにすることで、これまで関わり方が限られてきた公共領域への参加の方法を民主化し、誰もが自分たちの好きな時に好きな方法で参画できるようにする活動のこと。

市民参加型合意形成プラットフォーム

オンラインで多様な市民の意見を集め、議論を集約し、政策に結びつけていくための機能を有している参加型民主主義プロジェクトのためのオンラインツール

スマート自治体

AIなどを活用し、事務処理を自動化したり業務を標準化したりして、行政サービスなどを効率的に提供する自治体のこと。

政策立案手法（EBPM）

政策の企画をその場限りのエピソードに頼るのではなく、政策目的を明確化したうえで合理的根拠（エビデンス）に基づくものとする。EBPMはEvidence Based Policy Making の略。

チャットボット

テキストや音声を通じて、会話を自動的に行うプログラムを提供するサービスのこと。

デジタルサイネージ

公共空間や交通機関等の様々な場所でディスプレイ等の電子的な表示機器を使って情報発信を行うシステムのこと。

デジタルデバイド

パソコン、インターネットなどの情報通信技術の利用の機会又は活用のための能力における格差

デジタル・ワークスタイル

ペーパーレス化やテレワークなど、デジタルツールの活用により実現される働き方のこと。

テレワーク

I C Tを利用し、時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方。自宅や別のオフィスを利用するなど、様々な形がある。

東京都オープンデータカタログサイト

東京都及び都内区市町村が公開する二次利用可能かつ機械判読性の高い行政データ（オープンデータ）を都民等へ公開するサイト

東京共同電子申請・届出サービス

東京都内の自治体がシステムを共同で利用できる東京電子自治体共同運営サービスにおいて、住民の自治体への申請を電子で行えるサービスのこと。

マイナポータル

政府が運営するオンラインサービス。子育てや介護をはじめとする行政手続の検索やオンライン申請がワンストップでできたり、行政機関からのお知らせを受け取れたりする自分専用のサイト

マイナンバーカード

顔写真、氏名、生年月日、性別、マイナンバーが記載されており、本人確認書類として利用できるほか、税・社会保障・災害対策の法令で定められた手続を行う際の番号確認に利用できるカード

ユニバーサルデザイン

調整又は特別な設計を必要とすることなく、最大限可能な範囲で全ての人が
使用できる製品、環境、計画及びサービスの設計のこと。

国分寺市行政デジタル化推進計画

令和4（2022）年6月

発行 国分寺市
〒185-8501 国分寺市戸倉一丁目6番地1
電話 042-325-0111（代表）
編集 国分寺市政策部デジタル行政推進室・政策経営課